

有限責任中間法人日本消化器外科学会定款等改正（案）

定 款	1
入会規則（定款施行細則第 1 号）	19
学術集会規則（定款施行細則第 7 号）	20
専門医制度規則（定款施行細則第 9 号）	21
資格認定施行細則	24
消化器がん外科治療認定医認定施行細則	26
委員会規則	29

日本消化器外科学会定款等改正（案）

凡例

1 諸規定本文

- (1) 定款，入会規則に対し，削除箇所は取り消し線，追加箇所は下線により示した。
- (2) 学術集会規則，専門医制度規則及び資格認定施行細則に対し，改正箇所を含む条文の
みを抜粋し，削除箇所は取り消し線，追加箇所は下線により示した。
- (3) 消化器がん外科治療認定医認定施行細則及び委員会規則を追加規程として以下に示
した。
- (4) 「○」は，未定箇所として示した。
- (5) 現行の定款及び定款施行細則は，本学会ホームページ及び会誌第 42 巻第 1 号巻末に
掲載。

2 注釈欄

諸規定本文の右隣に注釈欄を設け，当該条項にかかわる簡単な説明を記した。

改正案

定款

第1章 総則

（名称）

第1条 この法人は、~~有限責任中間~~一般社団法人日本消化器外科学会（英文名 The Japanese Society of Gastroenterological Surgery）と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、事務所を東京都中央区内に置く。

（目的）

第3条 この法人は、消化器外科学の進歩並びに普及に貢献し、もって医療に関する学術文化並びに国民の福祉と医療の発展に寄与するとともに、社員及び会員である医師等の消化器外科学の研究、教育及び診療の向上を図ることを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（1）会員の研究発表会、学術講演会等の開催並びに教育に関する事業

（2）機関誌及び論文図書等の刊行

（3）消化器外科専門医制度に関する事業

（4）内外の関係学術団体との連絡及び提携

（5）消化器外科学に関する研究及び調査

（6）国民に対する消化器外科診療に関する情報の提供及び啓発

（7）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

（事業年度）

第5条 この法人の事業年度は、毎年5月1日に始まり翌年4月30日に終わる。

~~（公告の方法）~~

~~第5条 この法人の公告は、機関誌に掲載して行う。~~

[注釈]

名称変更に伴い、「一般社団」に改める。

事業に関する事項であるため、ここに移行する。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の構成・順序を参考にして、第10

章に移行する。

第2章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の~~とおり~~3種とする。

(1) 一般会員

この法人の目的に賛同する医師及び医学研究者

(2) 特別会員

この法人に対して特別に功労のあった者の中から、理事会及び社員総会の議を経て推薦された者

(3) 名誉会員

原則として、理事長、学術集会会長を務めた者、又は理事、監事を通算6年以上務め、会務に尽力した者の中から、理事会及び社員総会の議を経て推薦された者

（入会）

第7条 この法人の会員になろうとする者は、別に定める手続きに従って、理事長に申請し、理事会の承認を得なければならない。

（会費）

第8条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 特別会員及び名誉会員は、会費を納めることを要しない。

3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

（退会）

第9条 会員がこの法人を退会しようとするときは、理由を付して理事長宛に退会届を提出しなければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。

(2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

(3) 会費を2年分~~以上~~滞納したとき。

（除名）

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するとき~~は~~、総社員（以下「評議員」という。）の~~4~~3分の~~3~~2以上の賛成に

既定の基準に則って推薦されているため、理事会の権能とする。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律では、3分の2以上の賛成で足りる

よる社員総会の決議により、これを除名することができる。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を毀損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、理事会の議を経て当該会員に除名の決議を行う社員総会の1週間前までに通知するとともに、同社員総会において、本人が希望すれば当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第9条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、既に発生した未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返金しない。

第3章 役員及び評議員社員及び社員総会

第1節 社員

(評議員の定数等)

第1217条 この法人の社員は、一般会員の中から選任選出された350人以内の評議員をもって構成する。

2 評議員は、社員総会において別に定められた規定により、一般会員の中から選任選出される。

3 評議員の任期は1期5年とし、選任選出された年の事業年度開始日から5年以内任期に対応到来する年次の事業年度終了日までとする。ただし、補充によって選任選出された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了すべきときまでとする。

4 評議員は再任を妨げないが、満65歳に達した者は、その後に来る年次の事業年度終了日でその資格を失う。

5 評議員は、定時社員総会を3回連続して欠席したとき、その資格を失う。

とされているため、そのように改める。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の構成・順序を参考にして、このように改める。

評議員は、評議員選出委員会により選出されるため、「選任」を「選出」に改める。以下同様。

第3項及び第4項、任期に関する規定を適切な表現に改める。

~~—6— 評議員には、前条の規定を準用する。この場合には、同条中「役員」とあるものはそれぞれ「評議員」と読み替えるものとする。~~

（評議員の解任）

第 13 条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議を経て、社員総会の出席者の 3 分の 2 以上の賛成により、当該評議員を解任することができる。

（1）心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

（2）職務上の義務違反その他評議員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により解任する場合は、当該評議員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う前に、本人が希望すれば当該評議員に弁明の機会を与えなければならない。

（評議員の職務）

第 ~~14~~~~18~~ 条 評議員は社員総会を組織し、この定款に定める職務を行う。

第 2 節 社員総会

（社員総会の構成）

第 ~~15~~~~27~~ 条 社員総会は評議員をもって構成する。

2 名誉会員及び特別会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。

（社員総会の種別）

第 ~~16~~~~28~~ 条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

（社員総会の権能）

第 ~~17~~~~29~~ 条 社員総会は、この法人の最高議決機関として、この定款に定めるもののほか、会務について理事長の諮問に応じて評議し、この法人の運営に関する事項を議決する。

（1）役員を選任及び解任に関する事項

（2）定款の制定及び変更に関する事項

~~—~~ （31）予算及び各事業年度の事業報告及び決算に関する事項

~~—~~ （2）定款の制定及び変更に関する事項

~~—~~ （3）役員を選任及び解任に関する事項

従前は、役員に関する規定を準用していたため、規定の構成・順序変更に伴い、改めて別に明示する。

第 3 号、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上、予算の承認を総会の権限とする必要はないことか

(4) 社員総会において、審議することを理事会が議決した事項

（社員総会の開催）

第 ~~1830~~ 条 定時社員総会は、毎年事業年度終了後 3 か月以内の日本消化器外科学会総会時に開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 評議員現在数の ~~35~~ 分の 1 以上から会議の目的事項及び招集の理由を記載した書面によって開催の請求があったとき。

~~(3) 第 14 条第 6 項第 4 号の規定により、監事から開催の請求があったとき。~~

（社員総会の招集）

第 ~~1931~~ 条 社員総会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 2 号 ~~又は第 3 号~~の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 30 日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。この期間が経過しても臨時社員総会が招集されないときは、各理事又は監事が招集の請求をした評議員は裁判所の許可を得て臨時社員総会を招集することができる。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも ~~107~~ 日前までに、各評議員に通知を発しなければならない。~~ただし、緊急の必要がある場合は、理事長は、その判断で招集までの期間を短縮することができる。~~

（社員総会の議長）

第 ~~2032~~ 条 定時社員総会の議長は理事長とし、理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ理事会で定めた理事がこれに当たる。ただし、~~第 30 第 18~~ 条第 2 項の規定による臨時社員総会の議長は、社員総会において出席評議員の中から選出選任する。

（社員総会の定足数）

第 ~~2133~~ 条 社員総会は、評議員現在数の過半数の出席（委

ら、その旨の記載を削る。

第 2 項第 2 号、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 37 条と合致させる。

第 3 号、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律では、監事の社員総会招集権限は認められないため、その規定を削る。

第 2 項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に従い、このように加える。

第 3 項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に従い、ただし書を削る。

任状による出席を含む。) がなければ開会することができない。

2 社員総会の議事は、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社員総会の議決権の個数)

第 ~~23~~4 条 評議員は、社員総会において 1 人 1 個の議決権を有する。

(社員総会の議決等議事録)

第 ~~23~~5 条 ~~社員総会の議決等は、第 24 条、第 25 条及び第 26 条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「社員総会」及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、議事録の署名については、議長及び出席した理事は署名又は記名押印しなければならない。~~ 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、会員にその要旨を報告しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 議事の経過の要項及びその結果

(3) 監事の選任等に関する意見又は発言の内容

(4) 出席理事及び監事の氏名

(5) 議長の氏名

(6) 議事録作成者の氏名

第 4 章 役員及び理事会会議

第 1 節 役員

(役員の種類及び定数)

第 ~~24~~2 条 この法人に、理事 14 人以内、監事 2 人以上 4 人以内を置く。

2 理事のうち 1 人を理事長とする。

第 2 項、従前は役員に関する規定を準用していたため、改めて別に明示する。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律では、理事が理事会に出席して議論することが予定されており、書面表決を認めることはできないため、その規定を削る（電話会議等、実際に議論できる場合は出席として認められる。）。また、議事録記載事項が理事会と異なるので、ここでの準用に適さない。そのため、社員総会の議事録の規定について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に合致するように改めて明示する。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の構成・順序を参考にして、このように改める。

（役員を選任）

第 ~~25~~~~13~~ 条 理事及び監事は、別に定めるところにより立候補した評議員の中から社員総会で選任する。ただし、立候補時に満 64 歳に達した者は立候補することができない。

2 理事長は、別に定めるところにより理事が互選によって選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

（役員職務）

第 ~~26~~~~14~~ 条 理事長は、この法人を代表し、中間法人法一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事として業務を統括する。

2 理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ理事長によって指名された順序に従って理事がその職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織し、業務の執行を決定する。

4 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行についての不正の事実を発見したときは、これを理事会及び社員総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときには、理事会又は社員総会を招集すること。

（役員任期）

第 ~~27~~~~15~~ 条 理事長は、通算 4 年を超えて在任することができない。本条及び~~第 12~~第 24 条の規定にかかわらず、理事長である理事は、後任である理事長が選任される理事会の終結する時まで、理事及び理事長の職にとどまる。

2 理事の任期は、選任された年の事業年度開始日から 2 年以内の最終事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし 2 年とし、再任は妨げない。ただし、通算 8 年を超えることができない。

3 理事は、毎年の定時社員総会で半数を改選するものとする。

単年度理事の禁止を明示する。

第 1 項、中間法人法の廃止に伴い、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に改める。

第 5 項第 4 号、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律では、監事の社員総会招集権限は認められなくなったため、その旨の記載を削る。

第 2 項、この規定における「2 年」の意味を明示する。

4 監事の任期は、選任された年の事業年度開始日から 2 年以内の最終事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任は妨げない。ただし、通算 4 年を超えることができない。4 年とする。

5 理事及び監事の任期は、任期に対応する年次の定時社員総会の終結の時までとする。

6 補欠によって選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 任期中に評議員資格を喪失した役員は、その後に招集されるその年次の定時社員総会の終結の時にその資格を失うものとする。

8 本条に定める役員の通算任期の制限には、補充により選任された期間を含まない。

（役員解任）

~~第 16 条~~ 第 28 条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の議を経て、社員総会の出席者の 3 分の 2 以上の賛成により、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う前に、本人が希望すれば当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（役員責任免除）

第 29 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度とし、理事の過半数の同意によって免除することができる。

第 2 節 理事会

（理事会の構成）

第 4 項、監事の任期は、定款で定めれば 2 年まで短縮することができるため、そのように改める。

第 7 項、該当する定時社員総会を明示する。

役員責任を軽減する規定を追加することが可能であるため、その規定を加える。

第 1 項、法務局の意見に従

第 ~~3019~~ 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は理事をもって構成する。

~~23~~ 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（理事会の権能）

第 ~~3120~~ 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

~~(3) 社員総会により議決した事項の執行に関すること。~~
前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定

~~(4) 社員総会に付議すべき事項を決定すること。~~ 理事の職務執行の監督

~~(5) その他の会務の執行に関する事項~~ 理事長及び理事の選任及び解任

~~(4) 理事長が必要と認めた事項~~

（理事会の開催）

第 ~~3221~~ 条 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の 3 分の 1 以上から理事長以外の理事から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(3) 第 ~~2614~~ 条第 ~~46~~ 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（理事会の招集）

第 ~~3322~~ 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 5 日以内に、請求のあった日から 14 日以内の日をに理事会の日とする旨の理事会招集通知を ~~発~~を招集しなければならない。ただし、この期間が経過しても理事会が招集されないときは、各理事又は監事が理事会を招集することができる。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及

い、その規定を加える。

第 1 号、理事会の権能であることを改めて明示する。

第 2 号、迅速な業務遂行のため、理事会の権能とする。

第 3 号以下、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 90 条に合致させる。

第 1 項第 2 号、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 93 条に合致させる。

び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、理事長は、その判断で招集までの期間を短縮することができる。

（理事会の議長）

第 ~~34~~²³ 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故のあるとき、又は~~かけたとき~~^{欠けたとき}は、あらかじめ定めた順序により他の理事の中から~~選出~~^{選任}する。

（理事会の定足数等）

第 ~~35~~²⁴ 条 理事会は理事現在数の過半数の出席をもって成立する。

2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

~~（理事会の書面表決等）~~

~~第 25 条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、他の理事を代理人として表決を委任することができる。~~

~~2 前項の場合における前条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。~~

（理事会の議事録）

第 ~~36~~²⁶ 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、会員にその要旨を報告しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) ~~構成員の現在数~~^{理事長以外の理事又は監事の招集請求等により開催されたときは、その旨}

~~(3) 出席した構成員の数~~

(4) ~~議決事項~~^{議事の経過の要領及びその結果}

(5) ~~議事の経過及び決議事項の概要~~^{決議事項について特別利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名}

(6) ~~議事録署名人の選任に関する事項~~^{報告事項に関する意見又は発言の内容}

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律では、理事が理事会に出席して議論することが予定されており、書面表決を認めることはできないため、その規定を削る（電話会議等、実際に議論できる場合は出席として認められる。）。

第1項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第15条に合致させる。

(6) 出席理事の氏名

(7) 議長の氏名

2 議事録には、~~議長及び出席した構成員のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない~~出席した理事長及び監事が記名押印しなければならない。

~~（会員集会）~~

~~第 36 条 全会員を対象とする会員集会を定時社員総会時に開催する。会員集会実施等の細目については、社員総会で別に定める。~~

第 5 章 基金

（基金の総額）

第 37 条 この法人の基金（代替基金を含む。）の総額は、金 300 万円とする。

（基金の拠出者の権利に関する規定）

第 38 条 この法人の基金は、この法人が解散するときまでは、社員総会の議決がなければ返還しない。

（基金の返還手続）

第 39 条 この法人の基金の拠出者が、基金の返還を求めるときは、社員総会での議決及び代替基金の積立て後に、これを返還するものとする。

第 6 章 財産及び会計

（財産の構成）

第 40 条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基金
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

第 2 項、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 95 条第 3 項括弧書きに従い、そのように改める。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の必要事項ではないため、この規定を削る。

句点を加える。

（財産の管理）

第 41 条 この法人の財産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決による。

（経費の支弁）

第 42 条 この法人の経費は、財産をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算）

第 43 条 この法人の事業計画書及び~~これに伴う~~収支予算書等は、~~理事長が作成し、毎会計毎事業~~年度開始の日の前日までに~~理事長が作成し、~~理事会の承認を得て執行する議を経て、社員総会に報告するものとする。~~ただし、事後に社員総会の承認を受けなければならない。~~

社員総会の権能から外したため、そのように改める。

（暫定予算）

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び収支決算）

第 45 条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、3 か月以内に理事長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会及び社員総会の議決、承認を受けなければならない。

（特別会計）

第 46 条 この法人は、事業の遂行上必要があるときは、理事会及び社員総会の議決、承認を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

（収支差益の処分）

第 47 条 この法人は、余剰金が生じた場合であってもこれを評議員に分配しない。

非営利性を明示する。

2 この法人の収支決算に差益が生じた場合において、繰り越した差損があるときはその補填に充て、なお差益があるときは、理事会及び社員総会の議決、承認を得て、その全部

又は一部を翌事業年度に繰り越し、又は積み立てるものとする。

（長期借入金）

第 48 条 この法人は借入金をしようとするときは、その会計事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び社員総会の議決、承認を得なければならない。

（会計原則）

第 49 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

~~（事業年度）~~

~~第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 5 月 1 日に始まり翌年 4 月 30 日に終わる。~~

第 ~~79~~ 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 ~~5053~~ 条 この定款を変更するには、第 10 条第 1 項に定める方法によらなければならない。

（解散）

第 ~~5154~~ 条 この法人の解散は、理事会の議を経て、第 10 条第 1 項に定める方法によらなければならない。

2 この法人の解散に伴う残余財産は、~~基金の拠出者に拠出額を返還した後~~、前項に定める方法により、この法人の目的に類似の公益事業団体に寄付するものとする。

第 ~~87~~ 章 委員会

（設置等）

第 ~~5250~~ 条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議を経て委員会を設けることができる。

2 委員会の委員は、~~その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する~~理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成組織及び運営に関して必要な事項は、~~理事長が~~理事会の議を経て、別に定める。

非営利性を明示する。

事業に関する事項であるため、「(事業) 第 4 条」の次に移行する。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の構成・順序を参考にして、ここに移行する。

第 2 項、非営利性を明示する。

第 2 項及び第 3 項、表現を整理する。

第 98 章 事務局

（設置等）

第 ~~53~~~~51~~ 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し、職員を置く。

2 職員は、理事会の同意を得て理事長が任免し、有給とする。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、~~理事長が~~理事会の議を経て、別に定める。

（書類等及び帳簿の備付け等）

第 ~~54~~~~52~~ 条 この法人の事務所に、次の書類を備え付けなければならない。~~ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りではない。~~

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 社員名簿
- (4) ~~役員及びその他職員の名簿及び履歴書~~理事及び監事の名簿

(5) 理事会及び社員総会の議事に関する書類

~~(6)~~ 財産目録

~~(7)~~ 資産台帳及び負債台帳

~~(8)~~ 収入支出に関する帳簿及び証拠書類

~~(8) 理事会及び社員総会の議事に関する書類~~

(9) ~~収支予算書及び事業計画書~~及び収支予算書

(10) ~~収支計算書及び事業報告書~~及び計算書類等

(11) 貸借対照表

(12) 損益計算書

(13) 監査報告書

~~(14)~~~~13~~ その他必要な書類及び法令で定める帳簿及び書類

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(公告の方法)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の構成・順序を参考にして、ここに移行する。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の主旨に合致するように、それぞれ規定を整理する。

一般社団法人及び一般財団

第 55 条 この法人の公告は、機関誌に掲載して行う。

（個人情報保護）

第 56 条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。

第 10 章 補則

~~（最初の事業年度）~~

~~第 55 条 この法人の最初の事業年度はこの法人設立の日から平成 16 年 4 月 30 日までとする。~~

~~（最初の社員）~~

~~第 56 条 第 17 条の定めにかかわらず、この法人の設立時の社員は次のとおりとする。~~

~~氏名 愛甲 孝~~

~~氏名 跡見 裕~~

~~氏名 岡 正朗~~

~~氏名 上西 紀夫~~

~~氏名 北島 政樹~~

~~氏名 佐々本 巖~~

~~氏名 佐治 重豊~~

~~氏名 塩崎 均~~

~~氏名 炭山 嘉伸~~

~~氏名 幕内 博康~~

~~氏名 山岸 久一~~

~~氏名 北野 正剛~~

~~氏名 高崎 健~~

~~氏名 田尻 孝~~

~~氏名 中村 達~~

~~氏名 平田 公一~~

~~氏名 三輪 晃一~~

~~2 この法人の設立後に第 17 条の規定により評議員が選任される。同条の規定にかかわらず、この法人設立時の社員は、同条により選任された評議員とみなされる。ただし、設~~

法人に関する法律の構成・順序を参考にして、ここに移行する。

個人情報の保護について明示する。

法人設立時に関する記載は、定款施行後は必須事項ではないため、これらを削る。

~~立時の社員（評議員）及び設立後初めて選任された評議員の任期は、就任後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終了日までとし、その社員総会で承認のあった場合には、これらの評議員は2005年の定時社員総会終了日までこの定款の規定に従ってその職にとどまることができる。~~

~~3 第17条第3項及び第4項の規定にかかわらず、評議員の任期は、平成22年（西暦2010年）一斉選出から適用し、以下の経過措置をとる。~~

~~（1）平成21年（西暦2009年）までに選任される評議員の任期は、平成22年（西暦2010年）4月30日までとする。~~

~~（2）満65歳に達した評議員は、定時社員総会終了日でその資格を失う。~~

~~（最初の役員）~~

~~第57条第12条及び第13条の定めにかかわらず、この中間法人上の当初の役員は次のとおりとする。~~

~~（会長）~~

~~氏名 愛甲 孝~~

~~（副会長）~~

~~氏名 跡見 裕~~

~~（理事）~~

~~氏名 愛甲 孝~~

~~氏名 跡見 裕~~

~~氏名 岡 正朗~~

~~氏名 上西 紀夫~~

~~氏名 佐々木 巖~~

~~氏名 塩崎 均~~

~~氏名 幕内 博康~~

~~氏名 山岸 久一~~

~~氏名 北野 正剛~~

~~氏名 高崎 健~~

~~氏名 田尻 孝~~

~~氏名 中村 達~~

~~氏名 平田 公一~~

~~氏名 三輪 晃一~~

~~（監事）~~

~~—氏名—北島—政樹~~

~~—氏名—佐治—重豊~~

~~—氏名—炭山—嘉伸~~

~~—2—第15条の定めにかかわらず、前項掲記の最初の役員の任期は、就任後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終了日までとする。~~

~~—3—第15条の定めにかかわらず、最初の役員が退任する社員総会で選任される会長及び副会長以外の理事のうち、半数については任期を1年とする。~~

（施行細則）

第57条 この定款の施行についての必要な事項は、~~理事長が理事会及び社員総会~~の議を経て、別に定める。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律では、理事会設置一般社団法人の業務執行の決定は理事会の権限であるため、そのように改める。

~~以上、有限責任中間法人日本消化器外科学会を設立するため、この定款を作成し、社員が次に署名押印する。~~

~~平成15年7月17日~~

~~—社員—愛甲—孝~~

~~—社員—跡見—裕~~

~~—社員—岡—正朗~~

~~—社員—上西—紀夫~~

~~—社員—北島—政樹~~

~~—社員—佐々木—巖~~

~~—社員—佐治—重豊~~

~~—社員—塩崎—均~~

~~—社員—炭山—嘉伸~~

~~—社員—幕内—博康~~

~~—社員—山岸—久一~~

~~—社員—北野—正剛~~

~~—社員—高崎—健~~

~~—社員—田尻—孝~~

~~—社員—中村—達~~

~~—社員—平田—公一~~

~~社員~~ ~~三輪~~ ~~晃~~

~~付則~~附則 1 この法人は、昭和 43 年 7 月 16 日に創立された日本消化器外科学会が、法人格取得に伴い有限責任中間法人日本消化器外科学会として平成 15 年 8 月 1 日に設立登記され、この定款は同日から施行する。

2 この定款は、平成 18 年 7 月 14 日から改正する。ただし、第 2 条の規定は、平成 18 年 10 月 10 日から施行する。

3 この定款は、平成 20 年 3 月 23 日から施行する。ただし、第 15 条第 2 項ただし書きの規定は、平成 20 年の定時社員総会の終結の時から施行する。

4 この定款は、平成 21 年〇月〇日から施行する。ただし、第 12 条第 3 項及び第 4 項の規定にかかわらず、平成 21 年（西暦 2009 年）までに選出される評議員の任期は、平成 22 年（西暦 2010 年）4 月 30 日までとする。

「付則」を「附則」に改める。以下同様。

第 4 項、施行日を加える。

第 4 項ただし書き、経過措置を附則に移行する。

入会規則（定款施行細則第1号）

第1条 この法人（以下「本学会本会」という。）の入会については、定款に定められたことのほかは、この規則による。

第2条 定款第6条の規定によって本会本学会の一般会員として入会することができる者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 本会本学会の目的に賛同する医師
- (2) 本会本学会の目的に賛同する医学研究者

第3条 本会本学会の会員になろうとする者は、入会申請書に、所定の事項のすべてを記入し、当該年度の会費を添えて、本会本学会事務所気付でに理事長宛に提出しなければならない。

~~2 本会の会員になろうとする者は、本会の評議員、名誉会員、特別会員、認定施設の指導責任者、又は所属施設病院長のいずれかが署名又は記名押印した推薦書を添付しなければならない。~~

23 本会本学会の会員として登録される者は、日本消化器外科学会振興会の会員としても登録される。

第4条 理事会が入会を承認しなかったときは、提出された当該年度の会費は、これを返還する。

第5条 本会本学会が設立されるまで現に日本消化器外科学会の会員として在籍している者は、その会員歴（役員、評議員等も含む）を含め、本会本学会の会員としても自動的に継承される。

第6条 この規則は、理事会及び社員総会の議を経て、変更又は廃止することができる。

付則附則 1 この規則は、平成15年8月28日から施行する。

2 この規則は、平成18年7月14日から改正する。

3 この規則は、平成20年3月23日から施行する。

4 この定款は、平成21年〇月〇日から施行する。

[注釈]

日本消化器外科学会振興会との区別を明確にするために、「本学会」に改める。以下同様。

オンライン入会手続きに対応するため、そのように改める。

規則の改廃は、理事会の権限とする。以下同様。

施行日を加える。以下同様。

学術集会規則（定款施行細則第7号）（抜粋）

[注釈]

第4条 学術集会は、日本消化器外科学会総会会長（以下「総会会長」という。）及び日本消化器外科学会大会会長（以下「大会会長」という。）が主宰する。

2 総会会長及び大会会長は、理事会に出席して意見を述べることができる。

3 総会会長の任期は、選任された年の日本消化器外科学会総会終了の翌日から当該の日本消化器外科学会総会終了日までとし、大会会長の任期は、選任された年の日本消化器外科学会大会終了の翌日から当該の日本消化器外科学会大会終了日までとする。

4 総会会長及び~~大会会長及び理事長~~は、相互に歴任することができない。

5 総会会長、大会会長及び理事長は、相互に兼ねることができない。

理事長候補者数の確保のため、理事長に関する歴任禁止規定を廃止する。ただし、兼任はできないものとする。

専門医制度規則（定款施行細則第9号）（抜粋）

[注釈]

（業務）

第3条 専門医制度委員会は、この規則によって以下の業務を行う。

- (1) 専門医制度に関する諸問題を検討する。
- (2) 資格認定委員会及び施設認定委員会を設置する。
- (3) 日本消化器外科学会認定医（以下「認定医」という。）の資格喪失に関する審査を行う。なお、新規認定審査は、平成12年度までとする。
- (4) 消化器外科専門医の認定のための審査を行う。なお、平成12年度までに取得した日本消化器外科学会専門医は、消化器外科専門医（以下「専門医」という。）と読み替える。
- (5) 日本消化器外科学会指導医（以下「指導医」という。）の認定のための審査を行う。
- (6) 認定施設及び関連施設（以下「指定修練施設」という。）の認定のための審査を行う。
- (7) 消化器がん外科治療認定医の認定のための審査を行う。
- (8) 関連学会との連絡及び調整を行う。

第3条第1項第7号、消化器がん外科治療認定医に関する規定を加える。

（申請資格）

第10条

4 更新のため専門医の認定を申請する者（以下「専門医更新申請者」という。）は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

- (1) 日本国の医師免許を有すること。
- (2) 外科専門医又は日本外科学会認定医であること。
- (3) 別に定める診療経験を有すること。
- ~~(4)~~ 別に定める研修実績を有すること。

第10条第4項第2号及び第3号、外科専門医の更新制度と関連する事項として、規定を加える。

（申請方法）

第11条

3 専門医更新申請者は、次の各号に定める申請書類を資格認定委員会に提出し、手数料を納付する。

- (1) 専門医更新認定申請書
- (2) 外科専門医又は日本外科学会認定医の認定証（写）
- (3) 診療実績一覧表及び手術記録
- (4) 研修実績一覧表及び証明書類

（猶予期間）

第 16 条 次の各号のいずれかに該当するため専門医の更新を行えない者は、専門医制度委員会及び理事会の議を経て、原則最長 2 年までの猶予を認め、猶予期間中も専門医資格を維持できることとする。

- (1) 管理職等の職務
- (2) 留学や大学院等における研究活動
- (3) 義務的な職務
- (4) 出産及び育児
- (5) 罹災

2 猶予を希望する更新対象者は、猶予を必要とする期間を明示した理由書を専門医制度委員会に提出する。

3 猶予期間終了後に更新する場合、更新の諸条件の対象期間は、猶予期間を除いた通算 5 年とする。なお、認定期間は猶予期間終了から 5 年とする。

4 更新猶予期間中は猶予証明書を発行する。

（申請資格）

第 ~~17~~16 条 指導医の認定を申請する者（以下「指導医申請者」という。）は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

(1) 次のいずれかの者とする。

- (1) 専門医で、取得後 4 年以上の者
- (2) 規則第 10 条第 2 項による専門医で、取得後 1 年以上の者
- (3) 昭和 54 年以前に日本国の医師免許を取得した認定医で、会員歴 11 年以上の者

第 11 条第 3 項第 2 号及び第 3 号、外科専門医の更新制度と関連する事項として、規定を加える。

外科専門医の更新制度と関連する事項として、猶予期間に関する規定を加える。これにより以降を 1 条ずつ繰り下げる。

(2) 最近 5 年間は、主として消化器外科の臨床に従事していること。

(3) 別に定める診療経験を有すること。

~~(4)~~ 別に定める業績を有すること。

（申請方法）

第 ~~18~~17 条 指導医申請者は、次の各号に定める申請書類を資格認定委員会に提出し、手数料を納付する。

(1) 指導医認定申請書

(2) 履歴書

(3) 診療実績一覧表及び手術記録

~~(4)~~ 業績目録及び業績

第 17 条第 1 項第 3 号, 指導医新規申請条件を改める.

第 18 条第 1 項第 3 号, 指導医新規申請条件を改める.

資格認定施行細則（抜粋）

第2節 専門医の申請

第19条

3 専門医更新申請者は、次の各号に定められた臨床修練の診療実績及び研修実績を有していなければならない。

(1) 診療経験

最近5年間（申請の年の7月31日まで）に消化器外科専門医修練カリキュラムの手術難易度区分に示された手術を、術者又は助手での100例以上の経験を必要とする。

(2) 研修実績

最近5年間（申請の年の7月31日まで）に「本学会本会評議員審査のための業績基準」に定められた諸学会の学術集会又はこれらが主催する教育セミナー、若しくは日本医師会生涯教育講座に5回以上出席した研修実績（うち本学会本会の総会又は大会1回以上と教育集会2回：異なる4領域以上、日本外科学会定期学術集会1回以上が必要）を、参加証又は受講証若しくはこれに準ずる証書（教育集会は受講証）によって証明できるものでなければならない。

第3節 指導医の申請

第25条 指導医申請者は、次の各号に定められた臨床診療経験及び業績を有していなければならない。

(1) 臨床診療経験

最近5年間に、手術経験として、消化器外科専門医修練カリキュラムの手術難易度区分に示された中難度及び高難度手術の中から、術者、指導的助手、助手を問わず、合計50例以上の経験を必要とする。~~最近5年間以上（申請の前年の12月31日まで）、主に消化器外科の臨床に従事していること。~~

(2) 業績

最近5年間で、筆頭者として1件又は共同発表者として5件以上の消化器外科学に関する研究発表を必要とする。~~過去に、消化器外科学に関する筆頭者としての研究発表15件以~~

[注釈]

第18条第3項第1号、外科専門医の更新制度と関連する事項として、診療経験の規定を加える。

第2号、外科専門医の更新制度と関連する事項として、日本外科学会定期学術集会の参加の規定を加える。

第25条、指導医新規申請条件を改める。

~~上（論文8編を含む）必要とする。なお、そのうち、本会における発表が5件以上（論文1編を含む）なければならない。~~
ただし、この業績は、資格認定委員会の審査によって適当であると認められた医学雑誌及び学術集會に発表されたものでなければならない。

2 指導医更新申請者は、

~~次の号の研修実績を有していなければならない。~~

—最近5年間（申請の前年の12月31日まで）に、「[本会本学会](#)評議員審査のための業績基準」に定められた諸学会の学術集會又はこれらが主催する教育セミナー、若しくは日本医師会生涯教育講座に5回以上出席した研修実績（うち、[本会本学会](#)の總會1回以上と教育集會2回以上；異なる4領域が必要）を、参加証又は受講証若しくはこれに準ずる証書（教育集會は受講証）によって証明できるものでなければならない。

消化器がん外科治療認定医認定施行細則

第1章 総則

第1条 日本消化器外科学会（以下「本学会」という。）専門医制度規則の消化器がん外科治療認定医認定の施行に当たり、規則に定められた以外の事項については、この施行細則の規定に従うものとする。

第2条 この細則は、消化器外科専門医取得者以外が、消化器がん外科治療認定医認定を申請する場合において適用する。

2 消化器外科専門医には、その認定条件等を鑑み、消化器がんの外科治療に関して十分な能力を有するとみなし、消化器がん外科治療認定医を無条件で付与する。

第2章 審査、認定及びカリキュラム

第3条 審査に関しては、専門医制度委員会はすべての業務を管掌する。

2 審査、認定に当たっては、原則として消化器外科専門医修練カリキュラムを準用する。

3 審査は、書類によって行う。

第3章 消化器がん外科治療認定医の認定

第1節 申請に関して

第4条 消化器がん外科治療認定医の認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定めるすべての資格を要する。

(1) 日本消化器外科学会認定医（以下「認定医」という。）又はがん治療認定医であること。

(2) 継続3年以上本学会会員であること。

(3) 現在消化器外科の臨床に従事していること。

(4) 最近5年間に、50件以上の消化器がん手術を行っていること。なお、術者・助手の別は問わない。

(5) 過去に、研修実績として、本学会教育集会の総論・

[注釈]

消化器がん外科治療認定医に関する細則を加える。

がん診療（総論）を含む異なる4領域を受講していること。

(6) 過去に、消化器がんの臨床に関する研究発表を1件以上行っていること。なお、その発表場所、発表種別（論文・口頭）、筆頭・共同の別は問わない。

第5条 申請者は、審査を受けようとする年の専門医制度委員会が定める日までに、必ず到着するよう申請書類を提出しなければならない。

第6条 申請者は、手数料として、10,000円を納付しなければならない。

2 既納の手数料は、いかなる理由があっても返却しない。

第7条 申請者は、次の各号に定める申請書類の正本及び副本を専門医制度委員会に提出し、手数料を納付する。

- (1) 消化器がん外科治療認定医認定申請書
- (2) 履歴書
- (3) 認定医認定証又はがん治療認定医認定証
- (4) 診療実績一覧表及び手術記録
- (5) 業績目録及び業績
- (6) 研修実績一覧表及び証明書類

第2節 認定に関して

第8条 申請者については、専門医制度委員会が毎年1回、申請書類によって消化器がん外科治療認定医としての適否を審査、判定し、その結果を理事長に答申する。

第9条 理事長は、専門医制度委員会が認めた者に対して、理事会の議を経て消化器がん外科治療認定医認定証を交付する。

2 認定証の有効期間は、本学会会員である限り終身とする。

第4章 消化器がん外科治療認定医の資格喪失

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、専門医制度委員会及び理事会の議を経て、消化器がん外科治療認定医の資格を喪失する。

(1) 正当な理由を付して、消化器がん外科治療認定医としての資格を辞退したとき。

(2) 定款第 9 条又は第 10 条の規定に従って、会員としての資格を喪失したとき。

(3) 申請書に虚偽が認められたとき。

(4) その他、消化器がん外科治療認定医として不相当と認められたとき。

第 11 条 やむを得ない事情による会費滞納のため取り消された消化器がん外科治療認定医の資格は、専門医制度委員会及び理事会の議を経て、復活を認めることができる。

2 前条第 3 号、4 号によって取り消された者は、原則として 5 年間、再申請することを認めない。

第 12 条 審査過程において、申請者の申請内容に重大な虚偽が認められたときは、専門医制度委員会及び理事会の議を経て、申請者に対する厳重警告又は申請資格の停止等の措置を講ずるものとする。

第 5 章 細則の変更

第 13 条 この施行細則は、専門医制度委員会及び理事会の議を経て、変更又は廃止することができる。

附則 この施行細則は、平成 21 年〇月〇日から施行する。

日本消化器外科学会委員会規則

[注釈]

現在 11 ある委員会規則を
まとめ、一括規則として加
える。

（目的）

第1条 この内規は、一般社団法人日本消化器外科学会（以下「本学会」という。）定款第52条に必要な事項を定める。

（委員会の設置）

第2条 会務を円滑に実施するため、理事会の諮問に応じ重要事項を審議し、又は社員総会議決事項の執行に当たり、理事会を補佐するための委員会を設置する。

（委員会の種類）

第3条 本学会の委員会の名称は、別表に掲げるとおりとする。

（構成）

第4条 委員長は、理事をもって充てる。

2 委員会の業務を推進するために、幹事を置くことができる。

3 委員会が必要と認めたときは、当該機関の構成員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

（委嘱）

第5条 委員長は、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

2 委員及び幹事は、原則として評議員の中から、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。

（任期）

第6条 委員長、委員及び幹事の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、それぞれ通算6年を超えることができない。

（定足数）

第7条 委員会は、委員現在数の過半数の出席（委任状による出席を含む。）をもって成立する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員を選出するための評議員一斉選出委員会及び評議員選出委員会は、委員現在数の過半数以上の出席をもって成立し、委任は認めない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（報告）

第7条 委員長は、審議内容及び活動状況を理事会に報告しなければならない。

2 委員会の議事は、公開しないものとする。

（小委員会）

第8条 委員会は、次のいずれかに該当するときは、小委員会を置くことができる。

(1) 理事会が、設置の目的を示してこれを決議し、理事長又は委員長がその必要性を認めたとき。

(2) 当該委員会の構成員の3分の1以上から、設置の目的を示して請求を受けたとき。

2 委員長は、小委員会を設置したときには、理事会に報告しなければならない。

3 小委員会の委員長は、当該小委員会が所属する委員会の委員をもって充てる。

4 小委員会の委員は、委員長の推薦により理事長が選任する。

5 小委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

（作業部会）

第9条 委員会は、その任務を分担するために、作業部会を置くことができる。

2 委員長は、作業部会を設置したときには、理事会に報告しなければならない。

3 作業部会の委員長は、当該作業部会が所属する委員会の委員をもって充てる。

4 作業部会の委員は、委員長の推薦により理事長が選任する。

5 作業部会は、所掌業務が終了したときをもって解散するものとする。

（経費）

第10条 委員会の活動にかかる経費は、本学会が負担する。

（内規の変更）

第11条 この内規は、理事会の議を経て、変更又は廃止することができる。

附則 この内規は、平成21年〇月〇日から施行する。

ワーキンググループ設置に関する規定を加える。

別表

機関名称	任務	[注釈]
評議員選出委員会		
評議員選出小委員会		
会誌編集委員会		
編集小委員会		
専門医制度委員会		
資格認定委員会		
資格認定小委員会		
カリキュラム委員会		
施設認定委員会		
教育委員会		
財務委員会		
規約検討委員会		
保険診療検討委員会		
将来構想検討委員会		
国際委員会		教育委員会に業務を移管する。
広報委員会		
倫理問題検討委員会		改称する。
医療環境検討委員会		医療安全検討委員会と統合する。
医療安全・医療環境検討委員会		
学術プログラム検討委員会		改称する。
消化器外科データベース委員会		